

排水管の高圧洗浄が格安!?

事例 郵便受けに「△△区へお住まいの方に、3千円で排水管の高圧洗浄を行います」というチラシが入っていた。「相場より安価」とも記載されていたので、業者に依頼し、高圧洗浄の作業を行った。作業後、業者から「排水ますの一部が欠けている。このままにしておくと排水があふれ出し、建物の基礎部分が傷み、悪臭がするようになる。また、点検した結果、排水ますに問題があるので、市に報告する。直ちに修理した方がよい。」と言われ、不安になり、9万円で排水ますを修理する契約をし、その日のうちに工事を行った。翌日、業者の手回しの良さを不審に思い、区役所の窓口で相談したところ、この業者は市の指定業者ではないことが判明した。すでに工事は完了したのだが、クーリング・オフは可能か。

**《相談員のアドバイス》**

排水ますの修理契約は、業者が自宅を訪問した際、不意打ち的に勧誘されて結んだ契約で訪問販売に該当するため、契約した日を含めて8日以内であればクーリング・オフができます。なお、本件はすでに工事が終了していますが、クーリング・オフは可能であり、代金を支払っている場合は、返金をしてもらいましょう。クーリング・オフをする際は書面で通知したり、記録の残る方法で送付したりするなど注意事項があります。



検索 千葉県 クーリング・オフ

業者が格安なサービス提供や無料点検などを行う真の目的は、そこを皮切りに高額な契約につなげることにあります。高圧洗浄や無料点検の後に、他の工事の勧誘を受けても、その場で契約せず、他の業者に点検や見積りをさせるなど、業者の言うことをうのみにせず、見極める必要があると助言しました。

見守りのポイント

- 排水設備工事は必ず千葉市の**指定排水設備工事業者**に依頼しましょう。
- 格安なサービス提供のため来訪した業者に、他の工事を勧められても、その場で契約せず、**工事の必要性を家族や周囲の人などと検討**しましょう。
- チラシで「高圧洗浄〇〇円」とうたっていても、実は「1か所〇〇円」と下部に小さな字で記載されている場合があり、**格安でサービスを受けられると誤解させるような悪質なチラシを配布する業者が市内で確認**されています。
- 年末年始に向けて、住宅リフォーム、不用品の買取り（訪問購入）に関する被害が懸念されますので、十分ご注意ください。

「おやっ?」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111